

## 日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

## 第一部 労働者状態

## 第一編 労働人口の構成

## 第二章 主要労働人口の構成

## 第三節 運輸通信労働者

## 第三節 運輸通信労働者

運輸省編「運輸要覧」(昭和二七年版)によると、運輸交通関係従業者数は次のごとくである。

運輸省職員数(一九五一年三月一日現在)二六、三〇三

(運輸本省のほか、船員労働委員会、海上保安庁、海難審判所、航空庁等の外局を含む)

民営鉄道職員数(一九五一年九月三〇日現在)

総務関係 一四、三二六(内女子三、四三三)

運輸関係 七三、八四九(内女子三、七七九)

車両関係 一八、四六三(内女子 五九五)

保線関係 一七、二八六(内女子 七二)

電気関係 九、九七一(内女子 四五六)

建設関係 一、二六九(内女子 八七)

計 一三五、〇四四(内女子九、〇六一)

船員数

商船 七六、二二四

特殊船 一二、三九八

漁船 五九、五一三

(以上の数字には次の船舶に乗り込むものを含まない。一、総トン数五トン未満の船舶、二、湖川または港のみを航行する船舶、三、総トン数三〇トン未満の漁船)

陸運関係従業員数

乗合自動車運送業 四七、〇八三

貨物自動車運送業 七九、七二〇

通運事業 八三、五二五

貨物軽車両運送業 一一九、四九〇

旅客自動車運送業 一九、八五〇

日本国有鉄道職員数(一九五一年三月現在、日本国有鉄道編「鉄道統計月報」による)四七三、四七三(内女子一四、六三三)

また、郵政、電気通信関係職員数は次の通りである。

郵政省職員数(郵政省郵務局編「昭和二五年度郵政統計要覧」昭和二七年三月刊による)

七五、〇四一(内女子六、六六八)

電気通信省職員数(一九五一年三月現在、電気通信省編「一九五二年、電気通信年鑑」昭和二六年一二月刊による)一四二、一八三

第二五・二六表は「昭和二六年事業所統計調査結果速報」(総理府統計局編)によったものである。事業所統計調査はわが国の事業所に関する総合的な調査であって、戦後、一九四七年、一九四八年および一九五一年に三回実施されている。「昭和二六年事業所統計調査の概要を示せば次の通りである。

## 一、調査の方法

国勢調査と概ね同じ日本国全域にわたって、一九五一年七月一日から三日までの三日間に調査が行われた。その際三種類の調査票が使用されている。すなわち調査票甲は全事業所について、調査票乙は法人の事業所についてのみ作成された。また、官営の場合は調査票内により、日本国有鉄道及び日本専売公社については調査票甲および乙が併用された。

## 二、調査の単位

調査の単位となった「事業所」とは「経済的又は文化的活動の行われる一定の場所をいうが次に掲げる事業所は調査の対象から除外された。1、法人以外の事業所であって日本標準産業分類にいう「農業」「林業及び狩猟業」「漁業及び水産養殖業」または「公務」に該当するもの 2 露天商、路上の靴みがき等の場所的設備の恒久的でない事業所 3 法人以外の事業所であって休業中のものおよび収入を得て従事する従業者を有しないもの 4 連合国軍または外国政府の直営するもの

## 三、調査事項

### (一)調査票甲

1 事業所の名称 2 事業所の所在地 3 事業所の組織(「個」「法人」、「法人でない団体」、「公営」の別)及び法人の本所、支所の別 4 種類別従業者数(「会社若しくは団体の役員又は個人業主」、「家族従業者」、「常雇の職員及び労務者」、「臨時又は日雇の職員及び労務者の別及び男女の別 5 事業の内容

### (二)調査表乙

1 事業所の名称 2 事業所の所在地 3 本所、支所の別 4 操業、休業の別 5 事業の組織(「株式会社」、「株式合資会社」、「合資会社」、「合名会社」、「有限会社」、「相互会社」、「民法による財団法人」、「民法による社団法人」、「特別法による特設法人」、「特別法による組合」、「登記を要しない法人」、「その他の法人」の別 6 種類別従業者数(調査票甲に同じ)7 事業の内容

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---